

平成18年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年6月6日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 嶋田善行 | 2番 | 松田正 |
| 3番 | 飯高昭二 | 6番 | 浅井正八 |
| 7番 | 小野隆雄 | 8番 | 坂口徹 |
| 9番 | 浦野圭司 | 10番 | 吉川勝義 |
| 11番 | 三木誓士 | 12番 | 木田守彦 |
| 13番 | 木澤正男 | 14番 | 里川宜志子 |
| 15番 | 中西和夫 | 16番 | 中川靖広 |

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

| | | | |
|--------|-----|----|------|
| 議会事務局長 | 浦口隆 | 係長 | 峯川敏明 |
|--------|-----|----|------|

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 町長 | 小城利重 | 助役 | 芳村是 |
| 収入役 | 中野秀樹 | 教育長 | 栗本裕美 |
| 総務部長 | 植村哲男 | 総務課長 | 清水建也 |
| 総務課参事 | 吉田昌敬 | 企画財政課長 | 西本喜一 |
| 企画財政課参事 | 野口英治 | 税務課長 | 藤原伸宏 |
| 住民生活部長 | 中井克巳 | 福祉課長 | 西川肇 |
| 健康推進課長 | 植村俊彦 | 環境対策課長 | 植嶋滋継 |
| 住民課長 | 阪野輝男 | 都市建設部長 | 藤本宗司 |

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 建設課長 | 加藤保幸 | 観光産業課長 | 今西弘至 |
| 都市整備課長 | 藤川岳志 | 都市整備課参事 | 堤和雄 |
| 教委総務課長 | 野崎一也 | 生涯学習課長 | 山崎善之 |
| 上下水道部長 | 池田善紀 | 下水道課長 | 谷口裕司 |

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 議案第37号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例について
- 日程 7. 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第39号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第40号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第41号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程11. 議案第42号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程12. 議案第43号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13. 議案第44号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）
- 日程14. 議案第45号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）
- 日程15. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）

- 日程16. 認定第 2号 平成17年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
- 日程17. 認定第 3号 町道認定について
- 日程18. 報告第 4号 平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
- 日程19. 報告第 5号 平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）
- 日程20. 報告第 6号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
- 日程21. 報告第 7号 平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告について
- 日程22. 陳情第 1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その1）
- 日程23. 陳情第 2号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その2）
- 日程24. 要請第 1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。なお、里川議員から、少し遅れるとの通告を受けています。

よってこれより、平成18年第3回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成18年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成18年度も既に2カ月が過ぎ、職員ともども一丸となって本年度事業の早期実施を図るべく積極的に取り組んでいるところであります。今後さらに、円滑かつ効果的な事業推進に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。議員皆様方より一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例についてなど16議案を提出させていただきますいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、辰巳、木田両監査委員には、5月19日、水道決算監査について克明にご審査をいただき、深く感謝をいたしますと共に、賜りましたご意見を踏まえてさらに合理的、効果的な運営に努め、安全で清浄な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、3番、飯高議員、6番、浅井議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月23日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月23日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成18年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果についての報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

3月定例会後、閉会中の5月26日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

その内容は、現在発注している公共下水道工事の進捗状況について、平成17年度から継続している龍田北汚水幹線第2工区工事については、現在、防音ハウスの築造及びシールドマシンのセッティングを終え、5月30日より掘進を開始。平成19年3月28日の完了を目指し順調に作業が進められている。

また、平成17年度の汚水処理施設交付金の追加を受け、本年2月28日に入札を執行し、服部1丁目地内で繰越明許事業として進めている工事は、いずれも第11工区-3、4、5工事で進捗率25%、工事着手前の家屋事前調査を終えて上水道管仮設工事に着手。本年9月29日の竣工を目指し、順調に工事が進められている。

次に、工事に係る自治会説明会の予定区域として、並松中、並松北、並松南自治会、龍田一番町自治会の一部、道仁自治会、五百井自治会及び小吉田自治会とし、自治会役員の方との調整を終え、6月3日から順次工事及び公共下水道使用開始に関する説明会

を開催するように日程の調整を終えているとの報告がありました。

次に、公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が856件、検査済み件数が686件、また融資あっせん利用件数が13件、浄化水槽雨水貯留施設転用申請件数が7件となっている。

また、P I、パブリックインボルブメントモデル事業について、広報いかるが5月号に折り込みで各戸配布。アンケート調査や意見交換を受けて意見を公表。今後、公共下水道の整備及び利用促進に努めるとの報告がありました。

本件については質疑もなく、当委員会として、報告を受け、了承したということで終わりました。

続いて、6月定例議会に提出が予定されている案件について、(1)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、(2)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、(3)町道認定について、(4)平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)、それぞれについて、本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、入札制度について、推進と開削工法について、また町道幅員について、若干の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、県事業の進捗状況と道路整備5カ年計画の進捗状況等について報告を受けました。委員より、県の予算と事業の進捗についての指摘がありました。道路整備については、地元に対する町の対応についての質問がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

また、その他については、奈良地方法務局斑鳩出張所の閉所に伴う登記業務についての質問がありました。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 続きまして、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。11番、

三木委員長。

○厚生常任委員長（三木誓士君） それでは、厚生常任委員会委員長報告を行います。

閉会中の5月22日、役員改選後の新委員全員出席のもと、当委員会を開催いたしました。（１）、継続審査案件、（仮称）総合福祉会館整備計画について、（２）、6月定例議会提出予定議案について、（３）、各課報告事項について、（４）、その他等について審議を行いましたので、その概要について報告をいたします。

まず、（１）、継続審査1、（仮称）総合福祉会館整備計画について、担当課長より、事業認定及び税務協議等について、現在、県用地対策室等と協議を行っており、事業認定等の早期取得に向け努力している。また、プロポーザル方式による設計を行うため、現在準備を進めており、18年度には実施設計を、19年度には工事の着工を目指しているとの報告がありました。

委員より、1、前回委員より要望についての返答はいつもらえるのか。2、今回のプロポーザル方式は全く白紙に戻し、設計をやり直すのか。3、プロポーザルの具体的な時期は。4、実施設計に入る時、各関係機関とどのように協議していくのか等についてそれぞれ質疑があり、答弁されています。

次に、（２）、6月定例議会提出予定議案について。

1、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、担当課長より、地方税法等の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に公布され、平成19年4月1日に施行されたものについて、所要の改正を行うものであり、長期譲渡所得に係る市町村住民税の特例を規定する地方税法の条項等が改正されたことに伴い、本条例の条文を整理して改正を行うものである。

2、町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成17年度の本特別会計において、歳入が医療等に要した費用等の歳出に対し不足が生じる見込みであるため、地方自治法施行令第166条2の規定により、平成18年度予算より繰り上げて充用する必要があり、金額の確定はまだだが、この予算の補正については、5月中に専決処分をし、6月定例議会において承認を求めたいと説明がありました。

委員より、金額は未確定だが、概ねどのぐらいの金額となるのかとの質問があり、現在予定しているのは3億4,400万円ぐらいと考えているとのことでありました。

3、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、担

当課長より、平成18年度医療制度改革に関連し、国民健康保険の給付に係る電算システムを変更するため、そのシステム改修に係る経費を計上している。制度改正については、現在国会で審議中であり、その中には、10月に施行を予定されるものも含まれている。この法律が成立すれば、10月施行に間に合わせるため、9月中には電算システムの変更をする必要がある。このため、6月議会で本特別会計の補正予算をお願いし、法律改正などを待ち、電算システムの変更に着手したいとの説明がありました。

委員より、改修費用について国や県から補助は受けられないかとの質問があり、今回の医療制度改革に伴う事務費ということで国からの補助金がおけるといことは現在のところ聞いていないとの答弁がありました。

4、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、担当課長より、平成17年度収支において、医療費等に係る支払基金交付金、国庫負担金、県負担金の超過交付を受けたので、これら交付金、負担金の過不足は翌年度で精算されることになっていることから、平成17年度超過交付された交付金、負担金を18年度予算において償還する必要があるとのこと。また、国民健康保険事業特別会計補正予算と同様に、平成18年度の医療制度改革に関連して、老人医療保険の給付に係る電算システムを変更する必要があり、それらに係る経費を計上するものである。

委員より、システム変更により町が全額負担することになるが、国からの補助はないかとの質問があり、国保会計と同様国からの補助は聞いていないとの答弁がありました。

次に、（3）各課報告事項についてですが、1、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管に係る事項について担当課長より説明があり、委員より、①障害福祉計画の策定で委託料が計上されているが、コンサルに委託することが決まっているのであれば、その経過はどうなっているのか。②障害者福祉計画推進協議会の開催を予定されているが、その事業計画をつくるメンバーの構成は等の質問がありました。

次に、2、平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のうち、当委員会所管に係るものについて、担当課長より、平成18年3月議会で議決をいただいた一般会計補正予算の第4款衛生費、第2項清掃費で、合併処理浄化槽設置整備補助金事業399万6,000円を翌年度に繰り越すもので、2月の委員会で説明させていただいた地域再生計画に基づき雨水処理施設整備交付金に変更となったこと、また18年度の国の予算不足を補うため、18年度の整備分を前倒しして17年度分とし

交付されたことにより、5人槽2基分、7人槽8基分、合計399万6,000円を18年度において執行するための繰り越しを行うものであると説明がありました。

次に、(4)その他についてですが、当委員会にかかわる夏の事業日程について、条例については議会議決事項であり議会に示されるが、規則や要綱を整理した場合に委員会に示していただきたいとのこと、パッカー車の事故について、医療費の貸付制限の啓発と利用状況について、インフルエンザについて、アスベスト全国家族会について等の質疑、意見がありました。詳細は割愛させていただきます。

以上が、閉会中における当委員会での審議の概要であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしましたので、ご覧いただきますようお願いいたします。

これをもって厚生常任委員会委員長報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 続きまして、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。8番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口 徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

去る5月29日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要について報告させていただきます。

当日の会議では、継続審査案件のほかに、6月定例会に付議予定の5議案と各課報告事項4件の事案について審査を行いました。

まず、継続審査案件の「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」であります。

（仮称）文化財活用センターについて、5月17日に奈良地方法務局より法務局跡払い下げ価格の再鑑定結果の報告があり、価格は252万円で、現在本省の決裁中であるとの説明がありました。

次に、公共下水道工事に伴う発掘調査の結果についてで、今回の調査は法隆寺境内へのマンホール設置に伴うもので、南北方向2メートル、東西方向2メートルの規模で調査し、出土遺物は瓦や壁画、壁土、銅製品、土器などで、この中には、火災により変形したものや金属などが溶けて付着したものが数多く含まれており、今回わずか4平方メ

一トルという狭い範囲で多量かつ豊富な遺物が出土したことは、門前広場整備に伴う調査に続き若草伽藍焼失を考える上で貴重な資料を提供したのではないかと考えていると出土品を参考にしながら説明がありました。

続いて、県下の文化財センター等の施設の設置状況について説明があり、委員より、比較表をいただいているが、当町の構想も加えて比較した方がより理解しやすいのではないかとの意見があり、次の委員会に改めて比較表を提出してもらうことといたしました。

次に、6月定例会に付議予定の議案について、1、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例について、2、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、3、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、4、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、5、平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について、以上5件が6月定例会に提出予定で、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員より、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例で前回の説明と変更になった箇所についてなど、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例で所得税の税源移譲のことやたばこ税についてなど、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）で安田家の古文書の調査費についてなどの質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がされております。

次に、各課報告事項についてであります。

1、第3次斑鳩町総合計画・後期実施計画についてであります。前期実施計画の成果と反省を踏まえた上で、今後5年間のまちづくりを推進するための指針として、後期実施計画を策定した。前期実施計画からの変更点として、現在の社会情勢の変化や国の制度改革等に対応していくため、新たに25事業を追加、また事業の実施を完了したのや類似事業の統廃合により39事業を削除し、全289事業となっているとの説明がありました。

委員より、今日配られたばかりで検討出来ていない。町が単独町制を施行するということを決めた後の後期実施計画として十分精査する必要があると思うので、引き続き検討していくことにしてほしい。また、この種のものについては事前に配布するといった配慮がされるべきものであらうと思うし、打ち合わせの段階でそういった面の配慮がほしいという意見がありました。

次に、2、第2次斑鳩町男女共同参画推進計画についてであります。これについては、

平成8年に策定した第1次の推進計画が平成17年度末までとなっていることから、新計画の策定について、昨年度に男女共同参画推進委員会において審議され、提言されたものを踏まえて策定したものであるとの説明がありました。

これにつきましては、委員より若干の質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がされております。

次に、3、第3次斑鳩町行政改革実施計画・前期計画の見直しについてであります。斑鳩町では、平成15年度から本年度までを前期計画として既に策定していますが、国の集中改革プランに対応するため、本年3月に見直したところであるとの説明があり、委員より、住民検討会議から出されたものとの整合性についての質問があり、理事者より答弁がされております。

次に、4、斑鳩町子ども文化体験プログラム事業についてであります。この事業は、文部科学省の地域教育力再生プランに基づき、国から委託されます文化体験プログラム支援事業として実施されます。今回、まちづくり斑鳩太子塾において企画されたものを、町が主体となる斑鳩町子ども文化体験プログラム実行委員会を設立し、具体的な運営は太子塾のメンバーで、企画財政課がその活動を支援しながら進めていく。また、事業費は428万4,000円で、国より実行委員会に支払われることになっている。また、この文化体験プログラムの募集チラシを6月広報に折り込みで各戸配布していくとの説明がありました。

委員より、まちづくり太子塾が主体として行っている事業で、協力団体としても入っている。協力団体になっていて、実行委員会の事務局が企画財政課になっているという関係、いわゆる民間が主体でやっている事業について行政が事務局を受け持っているという関係について、また実行委員会の業務や事業内容等について決めたものがあると思うがここに出てこないのかななどの意見があり、理事者より、募集チラシの申込先にある「まちづくり太子塾事務局」を削除したものを配布させていただきたい。今後、このようなチラシの内容についても十分精査し、担当委員会とも協議しながら実施していきたいとの答弁がありました。

最後に、その他についてで、委員の方より、県の少年補導条例についての質疑があり、理事者より答弁がされております。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご一読いた

だければと思います。

以上で、総務常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　続きまして、日程6、議案第37号　史跡中宮寺跡整備検討委員会条例について、日程7、議案第38号　特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第39号　斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第40号　斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第41号　平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、日程11、議案第42号　平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程12、議案第43号　平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、日程13、議案第44号　平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）、日程14、議案第45号　平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）、日程15、承認第6号　町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、日程16、認定第2号　平成17年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程17、認定第3号　町道認定について、日程18、報告第4号　平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程19、報告第5号　平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、日程20、報告第6号　平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、日程21、報告第7号　平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告について、日程22、陳情第1号　神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その1）、日程23、陳情第2号　神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その2）、日程24、要請第1号　出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について、以上19議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました16議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君）　それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要を説明いたします前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、そ

の考え方なり、現在の状況等を説明申し上げまして、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、（仮称）総合福祉会館の整備についてであります。

この（仮称）総合福祉会館は、斑鳩町の福祉・保健の拠点施設として、介護予防事業、子育て支援、障害者の社会参加促進の強化などを目指しまして、保健センターを併設した、広く町民に開かれた総合的なサービスが実施できる施設として整備を計画しております。

事業用地といたしましては、小吉田1丁目地内におきまして地権者の皆様のご協力を得ることができ、用地確保の目途がついたというところであります。

現在、事業認定等の所要の手続きを行っており、また設計につきましても、プロポーザル方式によりまず設計を行うための準備を進めているところであります。

本年度は整備基本計画に基づきまして、その内容に検討を加えながら実施設計を行い、平成19年度には建設工事着工、平成20年度での完成を目指しております。

今後の事業の進捗状況につきましては、議会にも報告いたしまして、ご相談を申し上げながら、より良い施設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、ごみ問題であります。

全国平均であと10年余りで飽和状態になるといわれている最終処分場問題に対応していくため、本町では、昨年10月からビニールごみを埋立て処理からリサイクル処理に移行させていただきました。

平成18年度におきましても、さらに埋立て処分量の削減を目指すべく、可燃ごみとして排出されている「紙（かみ）製容器包装類」につきまして、リサイクル処理をしていくこととしております。このことにつきまして、分別回収に係ります問題点や課題を掘りおこすことを目的に、「その他紙製容器包装類回収モニター事業」を実施することといたしましたところ、早速8自治会約1,000世帯の方々がモニター地区としてご協力をいただき、5月から回収を始めているところであります。

引き続き、月1回のモニター地区での回収を行いながら、今後は町全域での回収に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

モデル区間西側の稲葉車瀬区間につきまして、5月末現在で約78%の用地取得率と

なっており、残りの用地取得に向けまして、国との連携を図りながら関係者等との交渉に努めているところであります。また今後、国において稲葉車瀬区間の詳細設計を実施されることから、設計に伴う地元協議等につきましても併せて進められているところであります。また、今年度におきましては岩瀬橋の仮設橋設置工事も予定されておりますことから、三室地区や稲葉車瀬地区の事業用地の一部において発掘調査にも着手されることとなっております。

次に、都市計画道路法隆寺線整備事業についてであります。

現在までに予定区間（約680メートル）の内、約87%の用地買収を終えております。今後も予定区間の早期完成に向けて引き続き残りの用地買収に努めるとともに、用地のまとまったところから工事等も進めてまいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

2面2線化に係る配線変更工事が平成18年3月末までに概ね完了し、現在、自由通路本体工事を進めているところであります。9月初旬には概ね完成できる予定となっており、橋上駅舎工事と併せて、平成19年3月の完成に向けて、順調に進捗しているところであります。

駅周辺の道路整備の関係では、駅南口へのアクセス道路整備に向けまして、関係者のご協力を得ながら土地の境界を明らかにするための立会い等を実施してきたところであります。今後はこうした作業成果を取りまとめながら、当道路計画にご理解、ご協力をいただけるよう調整に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、供用開始区域内の公共下水道への接続の状況であります。平成18年5月19日現在で856件の接続申請を受け、そのうち686件の家庭で公共下水道をご利用いただいております。

また、下水道についてのパブリックインボルブメントモデル事業を実施いたしましたが、5月初旬にその結果を取りまとめたパンフレットを各戸に配布したところであります。

次に、本年度の整備状況についてであります。継続事業の龍田北汚水幹線2工区工事につきましては、5月末よりシールド機械による掘進を開始しており、繰越事業の服部1丁目地区の面整備につきましては、工期内の完了を目指し順調に工事を進めているところであります。

また、本年度工事につきましては、幹線管渠の整備と約17ヘクタールの面整備を予定しており、今後も公共下水道の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町小中連携教育の取組みについてであります。

本年度は特に「道徳教育」、いわゆる「生き方学習」に力を入れ、生命尊重、人権尊重の精神を養うとともに、他人を思いやる心や地域を大切に作る心等の道徳的価値の自覚を深め、郷土「斑鳩」への誇りや愛情をはぐくむ道徳教育のあり方の研究を様々な教育活動を通して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、藤ノ木古墳の整備についてであります。

本年度から、懸案となっておりました整備工事にいよいよ着手することとなりました。これもひとえに議員皆様、地権者の皆様をはじめとする関係者のご理解とご協力のおかげであり、改めて深く感謝をするものであります。

今後のスケジュールについてであります。史跡地の形状変更を行いますことから、文化財保護法による法手続きを行い、国の文化財保護審議会の審議を経た後、許可がおり次第着工の予定であります。

次に、（仮称）文化財活用センターについてであります。

本年度は、（旧）奈良地方法務局斑鳩出張所建屋の払下げ、同跡地で当町を除く生駒郡3町の持分となっております部分の買収及び実施設計を行い、併せて管理棟建設用地の発掘調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の公有化についてであります。

本年度をもってすべての史跡指定範囲の公有化が完了する見込みであります。昭和57年度に史跡指定に向けた発掘調査を開始して以来、24年を経て公有化が完了いたしますことは、議員の皆様はもとより、地権者の皆様をはじめとする関係者のご理解とご協力のおかげであり、改めて深く感謝するものであります。

なお、本定例会には史跡中宮寺跡整備検討委員会の設置条例を上程しておりますが、ご議決をいただきましたなら、速やかに委員会の設置を行い、今後の整備に伴う、遺跡の保存と活用について検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、斑鳩町財政健全化計画についてであります。

議員皆様もご存知のとおり、斑鳩町財政健全化検討住民会議につきましては、去る3月31日に最終報告書を町長に提出されましたが、この最終報告書につきましては、住民の視点に立った観点からこれからの財政健全化についてどうあるべきかのご検討をい

ただいたところであります。

現在は、この報告書や総合計画・後期実施計画、行政改革実施計画などと整合性を図るなかで、斑鳩町財政健全化計画の策定作業を進めているところであります。その基本方針として、基金の取崩しをすることなく年度予算の編成ができる「持続可能な財政体質の確立」を目標に取り組んでまいりたいと考えており、そのためには無駄を省き、経費の縮減を図るのみではなく、安定的な歳入の確保も肝要となります。

このためにも、歳入の根幹である町税の確保に努めるとともに、施設の使用料や役務の対価である手数料など特定の人だけしか受けないサービスについて、相応・公平な受益者負担を実現するなど、行財政のあらゆる分野において点検を行い、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭において、将来に耐えうる財政構造への変革を目指してまいりたいと考えているところであります。

なお、町の素案ができ上がり次第、議会にもご相談をさせていただきます、実行可能となる計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第37号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例についてであります。

史跡中宮寺跡は、本年度をもってすべての史跡指定範囲の公有化が完了する見込みでありますことから、史跡中宮寺跡の整備に向けて、遺跡の適切な保存と活用及び整備事業の円滑な推進を図るため、考古学、建築学等の史跡整備に関わる有識者をもって構成する委員会の設置とその委員会の運営に関しまして必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第37号による史跡中宮寺跡整備検討委員会の設置に伴い、当該委員の報酬等の規定を設けるため、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向けて、平成18年度地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたところであります。今回の改正につきましては、平成18年7月1日以降に施行されるものについて、所要の改

正を行うものであります。

その主な改正の内容であります。個人町民税では、まず地震保険料控除の創設についてであります。地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地震災害時における将来的な国民負担軽減を図るため、平成20年度から、既存の損害保険料控除を廃止し、新たに地震保険料控除を創設するものであります。次に、所得割の税率の改正と調整控除の創設についてであります。所得税から地方税への税源移譲に伴い、平成19年度から所得割の税率を一律6%に改正するとともに、個々の納税者の税負担が大きく変わらないように調整控除等の措置を講じるものであります。次に、分離課税に係る税率の改正についてであります。土地・建物等の長期譲渡所得等の分離課税に係る特例の税率をそれぞれ平成19年度から引き下げるものであります。次に、住宅ローン控除についてであります。税源移譲に伴い所得税額が減少し、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなることも生じることから、税源移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担減となるように個人町民税の減額措置を講じるものであります。

また、町たばこ税では、現下の極めて厳しい財政事情にかんがみ、平成18年7月1日から、たばこ税の税率を旧3級品以外の製造たばこで1,000本につき321円、旧3級品の製造たばこで1,000本につき152円の引き上げを行うものであります。

次に、議案第40号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことにより、平成19年4月1日から施行されるものについて、所要の改正を行うものであります。

その内容は、長期譲渡所得に係る市町村民税の課税の特例を規定する地方税法の条項などが改正されたことに伴い、条文整理を行うため改正を行うものであります。

次に、議案第41号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万円を追加し、歳入歳出それぞれ86億433万円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目教育費国庫補助金で、以前から国庫補助事業として要望してまいりました安田家歴史資料調査につきまして、採択が見込めなかったことから、

やむを得ず町単独事業として平成18年度当初予算に計上しておりましたが、この度補助事業として採択されることとなりましたことから、100万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金では、障害者通所施設「虹の家」への通所者が当初見込から1名増加しましたことから、35万5,000円の増額補正をお願いするものであります。また、第6目教育費県補助金では、先ほど国庫補助金で説明いたしました安田家歴史資料調査につきまして、県補助事業としても採択されることとなりましたことから、6万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金では、スポーツ振興基金に対しご寄附をいただきましたことから、5万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入では、本年3月末に消防団員の退職がありましたことから、その退職報償金受入金といたしまして286万3,000円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、医療制度改革に係り、電算システムの改修が必要でありますことから、国民健康保険事業特別会計への繰出金105万円の増額補正をお願いするものであります。また、第3目老人福祉費につきましても、同様の理由により、老人保健特別会計への繰出金84万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11目障害福祉費では、歳入の説明の中で申し上げましたとおり、障害者通所施設「虹の家」への通所者が1名増加いたしましたことから、71万円の増額補正をお願いするものであります。次に、障害者自立支援法の施行により、市町村障害福祉計画の策定が必要になりましたことから、これに要する費用として150万円の追加補正をお願いするものであります。また、障害者自立支援法では、本計画の策定にあたり障害者福祉計画推進協議会の意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、同協議会の開催回数を増やすこととし、これに要する費用として7万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、歳入の説明の中で申し上げましたとおり、消防団員4名の退職に伴う退職報償金を支払うため286万3,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、歳入の説明の中で申しあげましたとおり、安田家歴史資料調査が国庫補助事業として採択されましたことにより、当初、5年間の町単独事業として計画しておりましたが、3年間の補助事業として実施できることとなりましたので、これに伴う費用として100万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、歳入で申しあげました寄附金について、スポーツ振興基金へ積み立てますことから、5万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要します財源として376万円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

次に、議案第42号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万円を追加し、歳入歳出それぞれ30億9,595万円とするものであります。

その内容といたしましては、まず、歳入につきましては、第7款繰入金で、事務費に係ります一般会計繰入額の補正といたしまして105万円の増額をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款総務費で、医療制度改革に伴い、現在使用している電算システムの変更が必要となることから、その変更業務に係る委託料として、105万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第43号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,694万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億9,759万7,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、第4款繰入金におきまして、事務費に係ります一般会計からの繰入金84万円の増額補正を、第5款繰越金におきましては、平成17年度決算における基金、国、県からの交付金等の超過交付分につきまして、繰越金として2,610万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款総務費におきまして、医療制度改革に伴う電算システムの変更経費といたしまして84万円の増額補正を、また第3款諸支出金におきま

して、平成17年度決算で基金、国、県からの交付金等が超過交付となりましたが、超過交付金については翌年度に繰越し精算するため、償還金といたしまして2,610万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第44号及び議案第45号の平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第44号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）であります。

工事の概要につきましては、工事場所が五百井1丁目地内で、延長約332メートルの下水道管渠を築造するものであります。

去る、5月26日に指名競争入札に付した結果に基づきまして、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもので、契約の相手方は、宮崎建設株式会社、代表取締役 宮崎和彦、契約金額は、1億4,910万円であり、工期は、議会議決後、平成19年3月19日までの270日間であります。

次に、議案第45号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）であります。

工事の概要につきましては、工事場所が法隆寺南1丁目地内で、延長約415メートルの下水道管渠を築造するものであります。

去る、5月26日に指名競争入札に付した結果に基づきまして、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもので、契約の相手方は、株式会社二隆建設、代表取締役 喜多信彦、契約金額は、7,171万5,000円であり、工期は、議会議決後、平成19年3月19日までの270日間であります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成17年度本特別会計において、歳入が医療に要した費用である歳出に不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成18年度より不足分を繰上充用する必要が生じ、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,400万円を追加し、歳入歳出それぞれ30億9,490万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年5月31日付で専決処分させていただいた

ものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第2号 平成17年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

水道事業につきましては、住民の安全・安心を守るため、住民生活に欠くことのできない清浄な水道水の安定供給に努めてきたところであります。

さて、平成17年度の決算状況であります。まず、営業収支につきましては1億770万8,922円となり、その内訳として営業収益は前年度に比べ0.8%減少の7億4,886万8,775円で、特に給水収益は節水意識の向上、節水器具の普及等により前年度より1.2%減少の7億2,155万6,355円となりました。

営業費用では、前年度に比べ8.4%、5,891万9,538円減少の6億4,115万9,853円となりました。減少の主な理由といたしましては、人件費、県水受水費、資産減耗費、水道管路情報構築業務委託費等であります。

営業外収支では、他会計補助金等から企業債支払い利息等を差し引き5,285万9,055円の損失となりました。

こうしたことから、不納欠損等の63万5,693円の特別損失等を計上した結果、当年度純利益は5,421万4,174円となりました。

次に、資本的収支では、資本的収入が工事負担金、国庫補助金、企業債で2億4,243万2,850円であり、資本的支出は建設改良費としまして上水安全対策事業、老朽管更新事業、公共下水道工事に伴う配水管工事、取水井戸の整備等及び企業債償還金により4億1,938万6,378円となりました。なお、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

以上が概要であります。本決算書につきましては、去る5月19日、辰巳・木田両監査委員により慎重なご審査をいただき、平成17年度決算に対する意見書もいただいているところであります。

引き続き、水道事業の適切で健全な運営に努めてまいりますので、議員皆様はじめ住民皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、認定第3号 町道認定についてであります。

龍田北1丁目地内の道路の底地整理が完了いたしました1路線、法隆寺西3丁目地内の開発道路の帰属による2路線、法隆寺南2丁目地内の開発道路の帰属及び位置指定道路の寄附による1路線、法隆寺南1丁目地内の位置指定道路の寄附による1路線の計5路線の認定をお願いするものであります。

次に、報告第4号 平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

平成17年度予算において繰越明許費の議決をいただいております合併処理浄化槽設置整備補助事業、道路新設改良事業、法隆寺線整備事業、JR法隆寺駅周辺整備事業、校舎耐震補強事業につきまして、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第5号 平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）であります。

汚水処理施設整備交付金の追加を受けることに伴い、平成17年度予算において繰越明許費の議決をいただいております公共下水道事業につきまして、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第6号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

斑鳩町文化振興財団は、地域住民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的に、いかるがホールを舞台とした芸術・芸能の鑑賞の機会創出、文化活動への参加機会の創出のため自主事業を実施しました。

主な事業は、音楽・演芸・演劇等の住民参加型事業の4事業、芸術文化鑑賞型事業11事業、育成型事業4事業の合計19事業となっております。

また、斑鳩町から委託いたしました事業は、史跡藤ノ木古墳20周年記念事業としてのシンポジウムの開催、宝くじ文化公演及びNHK奈良放送局共催事業等の3事業であります。

いかるがホールの管理運営では、地域住民の皆様の文化活動拠点として、幅広い世代の方々に、文化・芸能・芸術の多岐にわたる分野においてご利用をいただきました。

一方、費用面では当初の計画事業も順当に推進し、経費を節減、効率よく執行することができ、この結果、事業活動支出1億5,079万1,655円と固定資産取得支出23万8,350円で、収支同額の1億5,103万5円で決算を終えたところであります。

また、新公益法人会計基準の適用により、過年度に取得しました固定資産をその他の固定資産とし貸借対照表に一括計上しております。一般正味財産310万7,566円増の正味財産期末残高は1億310万7,566円となっております。

次に、報告第7号 平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてであります。

平成17年度の事業についてであります。取得事業では興留7丁目地内の法隆寺駅

周辺整備事業といたしまして、用地費・補償費を合わせまして6, 185万4, 820円で取得いたしました。

都市計画道路事業につきましては、小吉田2丁目地内において法隆寺線の用地を用地費・補償費を合わせまして2, 546万8, 860円で取得いたしました。

(仮称)文化財保存活用センター整備事業につきましては、法隆寺西1丁目地内において3, 846万5, 900円で取得いたしました。

取得事業につきましては、以上の3件で、取得額は1億2, 578万9, 580円です。

次に、処分事業であります。

土地開発公社の経営健全化を図るため、土地開発公社経営健全化計画を策定し、長期保有地の計画的解消に努めているところであります。平成17年度におきましては長期保有地となっている代替用地のうち法隆寺北2丁目地内で2カ所、法隆寺南2丁目地内で1カ所の合計3カ所を一般競争入札に付したところ、法隆寺北2丁目地内の北側の1カ所と法隆寺南2丁目地内の合計2カ所を落札することができました。法隆寺北2丁目地内の北側につきましては、4, 107万7, 000円で落札し、簿価との比較において621万9, 012円の損失となりましたが、法隆寺南2丁目地内においては、2, 915万円で落札しましたので698万8, 565円の利益が生じ、差引76万9, 553円の利益となったところです。

また、法隆寺南2丁目地内の歩道用地につきましては、国土交通省への処分の見通しがかからないことから、経営健全化の観点から斑鳩町へ簿価で処分いたしております。処分額は175万7, 493円です。

次に、法隆寺東2丁目地内の史跡中宮寺跡整備事業につきましても、斑鳩町に簿価で処分をしております。処分額は1億9, 318万9, 403円です。

次に、法隆寺駅周辺整備事業についてであります。5, 146万2, 500円の一部精算がございました。

都市計画道路事業法隆寺線につきましては、龍田南2丁目地内において8, 905万9, 102円の一部精算、小吉田2丁目地内において2, 492万2, 912円の一部精算がございました。

神南3丁目地内道路新設改良事業につきましては、300万円の一部精算、町単独土地改良事業(三井農道)につきましては、350万円の一部精算がございました。

処分事業につきましては、以上の9件であり、処分額は4億3,634万8,857円であります。

このことにより、平成17年度末の保有地の総合計は、6,889.22平方メートル、簿価で14億1,777万5,121円となり、期首残高と比較して、面積が5,524.45平方メートルの減少、簿価が3億571万277円の減少となっております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています日程6から日程21までの議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程15、承認第6号、日程18、報告第4号、日程19、報告第5号、日程20、報告第6号、日程21、報告第7号を除く11議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程6、議案第37号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　　ありませんか。ないようですので、これをもって議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程7、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　　ありませんか。ないようですので、これをもって議案第38号に

関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第39号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第40号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第40号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第41号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第42号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第42号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第43号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第43号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第44号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第44号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第45号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第45号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の提案説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）のご説明を申し上げます。

議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成18年度斑鳩町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年6月6日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専決処分書

平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す
る。

平成18年5月31日

斑鳩町長 小城利重

補正予算書の予算に関する説明書によりまして、歳出からご説明を申し上げたいと思
います。5ページをご覧くださいと思います。

第10款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目の前年度繰上充用金に
おきまして、22節の補償補填及び賠償金で3億4,400万円の増額補正をお願いす
るものでございます。これは、平成17年度の医療費が歳入を上回ることとなったこと
によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。4ページをご覧くださいと思います。

第9款諸収入、第2項雑入、第7目の歳入欠かん補填収入の第1節歳入欠かん補填収
入ににおきまして3億4,400万円の増額補正をお願いし、補正前の額27億5,0
90万円に3億4,400万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を30億9,
490万円とするものでございます。

恐れ入りますが1ページにお戻りをいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,400万円を追加し、歳入歳
出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億9,490万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年5月31日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程16、認定第2号 平成17年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって認定第2号に関する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています認定第2号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員6名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第2号については、委員6名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、嶋田議員、木澤議員、厚生常任委員会から、浅井議員、三木議員、建設水道常任委員会から、飯高議員、浦野議員の各議員を指名いたします。以上6名の議員には、よろしくお願いいたします。

続いて、日程17、認定第3号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって認定第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第3号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、報告第4号 平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の報告を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、報告第4号 平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成18年6月6日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。

まず、第4款衛生費、第2項清掃費の合併処理浄化槽設置整備補助事業であります、399万6,000円を繰り越しするものでございます。これにつきましては、国の汚水処理施設整備交付金の平成18年度予算不足を補うために、平成18年度整備分の一部を前倒しの整備としてその相当分が平成17年度に交付されたことから、繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、第7款の土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業についてでございますが、事業計画をいたしておりました町道407号線につきまして、用地の取得に時間を要しましたことから、事業計画年度内に工事着手が出来ず、やむなく4,015万円を繰り越しさせていただいたものでございます。

第4項の都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、龍田地区において、事業の進捗状況から、予定いたしておりました調査委託が着手出来なかったことから、やむなく780万1,000円を繰り越しさせていただいたものでございます。また、JR法隆寺駅周辺整備事業におきましても、駅舎自由通路詳細設計及び法隆寺駅構内の配線変更工事の進捗状況から、予定しておりました自由通路工事並びに橋上駅工事の一部が執行出来なかったことなどから、3月議会に繰り越しをお願いいたしておりました6億4,048万9,000円のうち、6億467万6,000円を繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、第9款の教育費、第2項小学校費、校舎耐震補強事業についてでございますが、平成17年度の国の補正予算において事業採択され、事業の完了は平成18年度となりますことから、1,500万円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが繰越計算書のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、ご了承をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第4号については、原案どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第4号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、日程19、報告第5号 平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の報告を求めます。池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） それでは、報告第5号 平成17年度斑鳩町繰越明許費

繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第5号

平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について
（公共下水道事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成18年6月6日提出

斑鳩町長 小城利重

2枚目をお願いをいたします。本報告につきましては、去る3月の定例会におきまして繰越明許費のお願いをし、平成18年度に予定いたしておりました服部1丁目地内の3つの工区を前倒しして発注いたしました。その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただくものでございます。

繰越計算書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

第1款公共下水道事業費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業第13処理分区11工区-3、-4、-5、金額1億4,313万8,000円、翌年度繰越額9,810万円。財源内訳といたしましては、既収入特定財源7万円、未収入特定財源として、国庫支出金4,030万円、地方債5,280万円であり、一般財源は493万円であります。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第5号については、原案どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第5号については、満場一致で了承いたしました。

続いて日程20、報告第6号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事(野口英治君) それでは、報告第6号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、私の方からご報告させていただきます。

まず、最初に議案書を朗読いたします。

報告第6号

平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成18年6月6日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成17年度の斑鳩町文化振興財団の事業報告書に基づきましてご説明させていただきます。

平成17年度の事業報告につきましては、新公益法人会計基準の早期適用を行い、改正されました公益法人会計基準に基づき財務諸表を作成させていただいております。

1ページに財団の概況といたしまして、財団の目的、財団の事業、理事会の開催、組織を記載いたしております。

次に、自主事業実施状況及び受託事業実施状況であります。2ページから6ページに記載いたしております。

自主事業数は19事業と、斑鳩町からの受託事業3事業を実施しました。その内容を、2ページから6ページに事業別に事業内容を記載させていただいております。

最初に、住民参加型事業4事業、そして芸術文化鑑賞型事業11事業、育成型事業4事業を実施しました。

自主事業費の支出総額、5ページであります。2,087万2,995円に対し、

収入総額は1,391万3,050円となりました。収支率にいたしますと、66.7%となっています。なお、計上いたしております収入額以外に、一部の事業では、文化庁から事業補助を受けております。文化庁から補助を受けておりました事業には、事業名の下に括弧書きで、文化庁補助と補助金額を記載いたしております。その補助金の合計額は88万7,000円となり、全額受取補助金として受け入れております。

各事業の収支及び事業費内訳につきましては、2ページから6ページ及び正味財産増減計算書説明書に記載いたしております。報告書の最後の方に添付いたしております平成17年度正味財産増減計算書説明書の2ページの②に、事業収益の自主事業収益で、各事業の券売数と入場料収入を示しております。

また、最終ページになりますが、8ページに自主事業一覧といたしまして各事業の事業費内訳を記載いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、事業報告書の6ページ、受託事業実施状況では3事業を実施しました。史跡藤ノ木古墳20周年記念シンポジウムを斑鳩の里大学21の講座と連動し、一連の事業として開催しました。事業収入は、町からの委託料3万7,512円と入場券販売収入27万3,300円で、事業費31万812円となりました。宝くじ文化公演「上方演芸てんこ盛り」、NHK奈良放送局共催事業「君が主役だ NHK放送体験クラブ」を開催しました。これら町からの受託事業は、収支同額の74万765円であります。

次に、4、歴史、文化情報の収集及び提供として年2回機関誌を発行いたしました。

5、いかるがホールの管理運営として、斑鳩町からいかるがホールの施設管理及び運営の委託を受け、良好な維持管理に努めました。

なお、1年間の施設管理運営費は、正味財産計算書、終わりの方ですが、3ページの施設管理受託事業収益1億850万8,463円で、うち管理運営費は、ホールの管理運営費であります。9,472万4,197円と、図書館管理費1,378万4,266円となっています。

次に、7ページ、貸借対照表であります。新公益法人会計基準に基づき、前年度と比較し財産の増減を記載いたしております。流動資産、流動負債共に697万9,807円あります。これは、例年決算日に恒常的に生ずる項目であります。その内訳、内容等につきましては、18ページの資産・負債内訳書に記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、公益法人会計基準によりまして、決算期に固定資産を一括計上させていただき

ました。2、固定資産、(2)その他の固定資産、車両運搬具、什器備品で310万7,566円を計上し、一般正味財産の増となっています。これは、指定正味財産1億円と合わせまして、正味財産期末在高は1億310万7,566円となりました。

次に、8ページ、正味財産増減計算書であります。改正されました公益法人会計基準に基づき作成いたしております。改正によりまして、経常増減の部と経常外増減の部に区分表示しています。

固定資産については、減価償却及び固定資産を掲載することになりました。固定資産を財務諸表に計上するため、平成16年度末までに取得いたしました固定資産を、経常外収益、過年度損益修正益に計上し、同時に減価償却計画を過年度正味財産修正損に計上させていただいております。

なお、固定資産の内訳につきましては、次ページの11ページ、財務諸表に対する注記6に、固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高を記載いたしております。

なお、科目の説明につきましては、平成17年度正味財産増減計算書説明書を提出いたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、10ページ、財務諸表に対する注記であります。これも新公益法人会計に基づき、財団の会計の方針として、固定資産の減価償却の方法、リース取引の処理方法、消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財源の内訳等を示させていただいております。

11ページの6には、固定資産の取得価格及び減価償却累計額を示し、平成18年3月31日現在の固定資産当期末残高として、310万7,566円を計上させていただいております。

次に、12ページ、債権の金額、補助金等の内訳・交付者・残高、及び関連当事者との取引内容としましては、斑鳩町土地開発公社への資金貸付について説明をさせていただいております。

次に、13ページ、財産目録ですが、平成18年3月31日現在の財産の保有状況を示すもので、流動資産、流動負債が同額の697万9,807円です。これは、決算に際して次年度の施設使用料の前受金が主なものであります。今年度は、新公益法人会計基準に基づき固定資産を計上しました。年度末の固定資産310万7,566円で、基本財産1億円と合せて年度末の正味財産1億310万7,566円となりました。

次に、14ページ、収支計算書総括表及び15ページ、16ページの収支計算書につ

きましては、最後に添付いたしております平成17年度正味財産計算書説明書によりまして、前年度決算額と本年度決算額と比較しその増減を記載させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、報告第6号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきましてのご報告とさせていただきますが、なお、本報告議案につきましては、去る平成18年5月22日に開催されました財団法人斑鳩町文化振興財団理事会で承認され、またその会議録を議会事務局に提出させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ですが報告第6号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 質疑じゃないんですが、ちょっと提案させていただきたいなと思います。

といいますのは、5月の28日、町長もいきいき歌謡クラブ一五会のカラオケ発表会においでになって色々ごあいさつもされた。また、その話の中でも、地域住民の一つの文化だというお話もされた。まさしく私は、今のカラオケというものは、地域住民の皆さんの文化の一つとして、特に斑鳩町におきましては、二、三の指導者のもとたくさんの皆さんが勉強されているといいますかね、教室を持ってやっておられて、先ほど私どもの大先輩の里川さんと話をしたら、彼も病気のあとリハビリで一生懸命やっておるんだというような話も聞かせていただきました。

そうしたことから、その教室ごとで色々な発表会ということで、練習にも小ホールもたくさん利用させていただいておりますし、大ホールも利用させていただいております。その中で、現在いかるがホールに設置しておりますカラオケの装置というのは、建設当時に業者から何か寄附を受けられた装置であって、当時としては大変立派なものであったなと思うんですが、時代の推移と共になかなか新しい曲が入ってこない状態ということをお聞きしております。

また、先ほど申し上げました一五会、また四ツ葉会、また長生寿会の方達も、教室では新しい曲を色々な形で習っておられる。そして、いざ発表会でいかるがホールを利用されるに当たってその曲が配信されてない、そういう状態があるようにもお伺ひしておりますので、どういう形でそれにこたえていけるのかというのが、私はまだはっきりと

勉強してないのでわかりませんが、ぜひとも、当時から10年近くたってきておりますし、カラオケ人口もますます増えているように私は認識しておりますし、町長もその都度ごあいさつにお伺いされて、また町長も健康のためにと、そういう話もされておこたえになっていますし、この際利用者のこともお考えになって検討されることをお願いしたいんですが、そのことについて今どのようにお考えになっているかお伺いしたい、そのように思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、質問者も申されますように、いかるがホールを開設して、あの通信カラオケというのか、一番最新式なものをご寄附いただいたわけでございます。それから来年で10年を迎えるわけですから、そういうことを考えますと、機械そのものが、配信される曲等が随時変わってまいりますから、最新の機械というものになってこようと思います。来年10周年ということも考えながら、色々と担当と詳しく事情を聞きながら、出来るだけ10周年の関係等について、あの機械を更新するのか、あるいはまたどうこうしていくのか、こういうことを今年度中に決めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 組織体制のことでちょっとお聞きしたいんですけども、現在文化振興財団の理事長は町長がされているというふうに思うんですけども、町からやはり管理委託を受けている団体として、その長が町長ではない方がいいんじゃないかということがこの議会でもこれまで議論されてきたというふうに思うんですけども、先日同じように管理委託を受けている観光協会の方は会則を変更して、平成19年度からそれを適用していくということをお聞きをしたんですけども、それに伴って今後やはり指定管理者制度を導入するに当たっては、より住民の皆さんにわかりやすい体制づくりが必要ではないかというふうに思うんですけども、町長が理事長をしているということについて、その体制の見直し等理事会の方ではどういった話がされているんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今の質問でございましてけれども、理事会では、町長が理事長になった云々の話は何も出ておりません。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今のところ町長を理事長にするということで、話はしておられないということですが、会則の中でも、理事長、副理事長は互選で選任するという会則は決まっているけれども、これまでずっと町長が理事長をしてきたというのが実態だというふうに思うんです。そういったことで、会則の方ではそういった互選によるというふうになっていますけれども、そういった実態について、住民の皆さんから誤解を招くのではないかと不安を私も持っておりますし、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 理事の中での互選で理事長、副理事長を選任をするわけでございます、言われたようにね。やはり、今まで約10年理事長・町長、そして副理事長が助役ということで、財団の運営をしてまいりました。何ら問題が発生もしておりませんし、きちっとした形で運営がされているということで、現在では、理事長が町長であり副理事長が助役ということで進んでまいりたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） これまで問題がなかったということは、私もよく理解はしておりますが、やはり町から委託管理を受ける、また今後は指定管理者制度を導入していくに当たって、やはり町からそういうふうに委託を受ける団体の長が町長だということで、住民の皆さんから、これまでは問題等もなかったということですが、今後、やはり町長ではない方がいいのではないか、そういったご意見も私は住民さんからお聞きをしておりますし、今後、すぐにどうこうという問題ではないかもしれませんが、やはり住民にわかりやすい体制づくりとしてひとつご検討をいただきたいというふうに意見として申し上げます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） ちょっと友の会の件で質問したいんですが、現在友の会何人ぐらいおられて、去年より減っているように思うんですけれども、今年18年度の加入を含めてお願いしたい。

友の会の斑鳩町で入っていただいている方に、広報と一緒にパンフレットをもらうのに、また同じものを通信費かけてくるわけですね。吉川さん、こんなもったいないの違いますかと、同じものを私もろうてますねんと、こういう話なんです。これは、私、去年も、議会ではなかったんですけれども、現場へ行って、考えた方がいいんじゃない

かと。入っていただいている方の意見としてでもそうおっしゃっていただいているんやからね、もっと違う方向へ私は使ってもらいたい、かように思うんですけど、今どういうあれになっているのか。

特に斑鳩町のホールのなにかかかわっていただいている方にはちょっと失礼な質問になるかわかりませんが、私はやはりホールの運営に携わっている方については、率先してやっぱり、またホールからお願いして、やっぱり会員に入ってもらえるように私ももっと勧誘せないかんと思うんです。そのことについても、私は私なりに今までホールで提案申し上げてきたわけなんですけど、そういう点はどうなっておるかお聞かせ願いたい。

以上、3点です。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） まず、1点目のいかるがホール友の会の動向であります。前年度と比較いたしますと、一般会員につきましては、現在448名で、56名前回より増えております。なお、新規加入等につきましては、前年度と比較しますと若干減になっておりますが、継続加入等前年度もかなりの入会を賜ったということで総数で56名の増であります。継続加入等の増加を前年度と比較しますと118名の増加となっております。

2点目で申されました、前回もご指摘質問者からいただいております友の会の会員の皆さん方に発送いたしております「ステージあ・ら・か・る・と」等毎月報告といったらあれですが、毎月手紙を発行させていただいておりますが、この件につきましても、一応町内、町外等の区別といったらあれですが、町内の方におきましても友の会の案内等を楽しみにしているというお方もおられます。そして、また質問者も申されておられますとおり、二重、三重でいただいておりますから、これ等につきましては、毎月町内の方々につきましては、私どものホールのイベント等の情報を知る機会が広報にも挟み込みをさせていただいておりますので、町内、町外について整理をしてはどうか、あるいは今毎月の刊行を3カ月に1回とかいうふうな形で減らしたらどうかということで、昨年質問者からご指摘を賜りまして、他のホールの運用を見てみたら、やはり町内、町外等同じ形でサービスを提供すべきではないかという意見もありましたので、今のところ毎月の刊行となっております。

3点目の友の会への勧誘への努力であります。質問者もかなり努力を賜り恐縮いた

しておるところですが、我々につきましても、友の会の会員の勧誘につきましても、職員共々さらに努力を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、答弁いただきまして、1点だけちょっと聞かせてもらいたいんですけど、この決算書で見る限りでは去年より人数は減ってますな。今、言っていたのは、私18年度を申し上げたんで、18年度分だけ報告いただいたんか、ちょっとその点だけお願いしたいんです。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 友の会の16年度、17年度の比較、増減計算書の3ページに、前年度の計算書等を対比しますと、ご質問をされましたとおり、入会金につきましては、前年度16万6,000円で今年度10万9,000円、新会員につきましては57名の減となっております。しかし、一般会員の年収等を見ますと、前年度より金額にしますと8万4,000円の増ということで、継続会員では56名の増加ということになっておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 色々苦勞をしていただいているのはわかるんですが、私と参事と意見の食い違いもありますし、私聞いてる範囲では、余りもったいないの違うかと、同じのをもらうのは、という意見なんですけれども、今、答弁聞きますと、やはり同じお金払ってるのやから、皆さんに配布せないかんというように考えておられますけれども、私はどうもそれは、私だけの考え、私が勧誘をお願いした方の大半から、これ、もったいないの違うかという意見が多いわけなんです、実際に。名前言えいわれりゃ、書いて持っていきますよ。そやから、せめてその方だけでも、もうええと言うてくれるのやから、配布せんでもええような方法、そしたらその作業かかるなにとしたら、そんなもの金額的には変わらんとおっしゃるかもわかりませんが、やはりその方の気持ちもありますんで、今後再検討というのか、検討していただければありがたいかと思っておりますので、これは希望として意見を申し上げて終わります。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほどの友の会の勧誘の関係でございますけども、我々職員につきましても、今まで会員として入っておりましたけれども、より一層そういったかかるがホールでの催し等の内容をよく承知し、住民がお聞きになったら積極的に対応出

来るといふようなことにするべきじゃないかといふようなこともありまして、4月に入りまして、新たに助役名で職員の方に積極的に入るよふにといふことの指示もございました。そういった関係で、今回、平成18年度では職員も相当入っていただいているといふ状況になっておるといふことでご理解賜りたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませぬか。これをもつて質疑を終結いたします。報告第6号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

続いて、日程21、報告第7号、平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よつて報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西本企画財政課長。

○企画財政課長（西本喜一君） それでは、報告第7号 平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきまして、私の方からご報告を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第7号

平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成18年6月6日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、報告内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、業務報告書の9ページをお開きいただきたいと存じます。平成17年度斑鳩町土地開発公社事業実績報告書でございます。

平成17年度は、公有地の取得が3件、処分が9件ございました。

まず、取得についてでございますが、取得①では、法隆寺駅周辺整備事業用地として、興留7丁目地内において、用地、ネットフェンスの補償費を合わせまして6,185万4,820円で取得をいたしております。次に、取得②でございますが、法隆寺線の都

市計画道路事業用地としまして、小吉田2丁目地内におきまして、用地、立ち木の補償費としまして、2,546万8,860円で取得しております。次に、取得③でございますが、(仮称)文化財保存活用センター整備事業用地として、法隆寺西1丁目地内におきまして、用地費3,846万5,900円で取得をいたしております。公有地取得の合計であります。用地・補償費の合計額は、1億2,578万9,580円です。また、印紙代の経費を含めると、取得合計金額は、1億2,586万4,580円です。

続きまして、処分であります。処分①及び処分⑦につきましては、経営健全化のための一般競争入札に付した分です。処分②は、経営健全化計画によります町への処分、処分③は史跡中宮寺整備事業のための買い戻しによる処分、処分④は法隆寺駅周辺整備事業に係る平成17年度に取得しました土地の一部清算です。処分⑤、処分⑥は、都市計画道路法隆寺線の一部清算です。処分⑧は、神南3丁目地内道路新設改良事業用地の一部清算、処分⑨は町単独土地改良事業用地三井農道の一部清算です。

それでは、処分①からご説明を申し上げます。一般競争入札により、法隆寺南2丁目地内の代替用地が落札され、落札金額は2,915万円です。簿価は、2,216万1,435円であり、差し引き698万8,565円の収益となりました。

次に、処分②です。法隆寺南2丁目地内の歩道用地を経営健全化のため町へ簿価で処分をいたしており、処分の金額は175万7,493円です。

処分③につきましては、法隆寺東2丁目地内の史跡中宮寺跡整備事業用地として斑鳩町へ簿価で処分をいたしております。処分の金額は、1億9,318万9,403円です。

処分④につきましては、法隆寺駅周辺整備事業の一部清算であり、年度末に5,146万2,500円の入金がありましたので、残金は1,043万7,320円となっております。

処分⑤は、都市計画道路事業用地法隆寺線の一部清算であり、8,905万9,102円の入金がありましたので、残金は127万5,537円です。

処分⑥も、都市計画道路事業用地法隆寺線の一部清算であり、2,492万2,912円の入金がありましたので、残金は56万948円です。

処分⑦につきましては、一般競争入札により法隆寺北2丁目地内の代替用地が落札さ

れ、落札金額は4, 107万7, 000円でありました。簿価は、4, 729万6, 012円であり、621万9, 012円の損失となりましたが、処分①での収益といたしまして698万8, 565円が上がっており、差し引き76万9, 553円が一般競争入札での黒字となっております。

処分⑧では、神南3丁目地内道路新設改良事業用地の一部清算であり、300万円の入金がありました。残金は、2, 755万1, 093円となっております。

処分⑨は、町単独土地改良事業用地三井農道の一部清算であり、350万円の入金がありました。年度末での残金が、901万3, 972円となっております。

なお、公社の経営健全化計画に係ります平成17年度の処分ではありますが、先ほど申しましたとおり、処分①、処分②、処分③及び処分⑦の4カ所を計画に基づき処分いたしました。処分⑦の法隆寺北2丁目地内の代替用地の一部が処分出来ませんでしたので、平成18年度におきまして、経営健全化計画によります本年度の処分を予定しております処分地と合わせまして一般競争入札により再度処分をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、取得及び処分いたしました保有地の位置等につきましては、次の10ページ、11ページにお示しをいたしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

平成17年度の保有地明細につきましては、16ページから17ページに付けております。

16ページの方をご覧いただきたいと存じます。16ページは、平成17年度の保有地明細のうち公有用地の明細表であります。先ほど申しました取得及び処分の結果、平成17年度末の公有用地の状況は、このページの右端の期末残高であります。平成17年度末の面積は4, 086. 66平方メートル、保有額は7億7, 691万5, 392円あります。

17ページは、平成17年度の保有地明細のうち代替地明細表でございます。平成17年度末の代替地の状況は、同じく右端の期末残高であります。面積は2, 802. 56平方メートル、保有額は6億4, 085万9, 729円となります。

この16、17ページを合せました、公有地と代替地を合せました平成17年度の保有地面積の合計は、提出議案説明にもございましたように、6, 889. 22平方メートル、保有額の合計は14億1, 777万5, 121円あります。前年度末に比較いたしまして、面積では5, 524. 45平方メートル、保有額では3億571万277

円の減少となっております。また、最後のページにそれぞれ保有地の位置をお示しいたしておりますので、ご参照いただければと存じます。

それでは、3ページにお戻りをいただきたいと存じます。損益計算書でございます。損益計算書。1、事業収益は、4億3,711万8,410円、2、事業原価は4億3,634万8,857円となり、事業総利益は差し引き76万9,553円となっております。これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、一般競争入札による不利益であります。

3番目の販売費及び一般管理費でございますが、一般管理費として4万8,600円、これは監事報酬でございます。事業利益、これは先ほどの事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたもので、72万953円となっております。

次に、4、事業外収益でございますが、受取利息で1,567円、雑収益では、工事によります土地賃借料及び関西電力等からの土地使用料で、その収益83万5,955円。合わせまして83万7,522円となっております。

この結果、経常利益は155万8,475円で、当期利益も同額となっております。

続きまして、4ページ、貸借対照表をご覧いただきたいと思っております。

資産の部の流動資産では、現金及び預金で、基本財産500万円の定期預金も含めまして1億289万1,642円であり、未収収益は1,500円で、これは基本財産500万円の定期預金の利息でございます。現金及び預金につきましては、付属資料の15ページに明細書を付けております。ご参照いただきたいと思っております。

次の公有地の7億7,691万5,392円と、代替用地6億4,085万9,729円でございますが、16ページ、17ページのそれぞれの平成17年度保有地の合計額でございます。

以上、資産合計では、15億2,066万8,263円となっております。

次に、5ページの負債及び資産の部でございます。

まず、流動負債ですが、未払金、預り金ともゼロでございます。短期借入金は、15億円となっております。この借入金につきましては、18ページに明細を添付いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

固定負債につきましては、ございません。

負債合計は、15億円でございます。

次に、資本金では、基本財産として町からの出資金500万円でございます。

準備金では、前記繰越準備金1,410万9,788円であり、先ほどの損益計算書のところで申しあげました当期利益155万8,475円を加えまして、準備金合計は1,566万8,263円となっております。この準備金合計額は、次の6ページにございますように、翌年度に繰り越しをさせていただいておるところでございます。

5ページに戻っていただきまして、一番下の行ですが、負債及び資本合計は、15億2,066万8,263円となり、4ページの資産合計と一致をいたしております。

続きまして、14ページをお開きください。審査意見書でございます。この業務報告につきましては、去る5月2日に両監事に審査をお願いし、その結果について審査意見をいただいたものでございます。

また、この平成17年度業務報告につきましては、5月18日の土地開発公社理事会において承認をいただいておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてのご報告とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。ありませんか。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 17年度中に土地開発公社で取得された土地、また処分された土地なんですけれども、契約書、それからちゃんと、土地を買収される時に特に要るわけなんです、登記が全部済んであるのかどうか、お聞かせ願いたい。

なぜそれを聞いたかといいますと、この神南3丁目のここはこれで問題ないんですけども、一番西へ行ったところ、私はもう前に買収されて、そして土地は買ってあるのに、この間立ち会いに行った時に指摘されたわけなんですけれども、まだ登記が出来てない。私、一番心配するのは、その場でも申し上げたんですけども、前その方が、買収された方がおられたら、一人の判でいけるし、また今の方もそれは登記さえちゃんとしておられたら出来ますけれども、やはりその時点でちゃんと私は登記を行い、買った方からちゃんとした判をもらっておくべきだと思うんです。そういうところが私は、なぜ出来ないのかね。色々難しい問題は私も聞いておりますけれども、私、今、指摘しておるところにおいては、そんなんすぐにでも押していただけたところなんです。

前にも私は何遍も委員会で申しあげました。私自身のことを申し上げて失礼かもわかりませんが、塩田橋の東側のところ、用地を道路に買っていただいたわけなんで

す。私も悪かったんかわかりませんが、確認しなかったのは。もう登記は完全に出来ているものと、そう思っているのに、今度見たら全然出来てないわけです。

私の申し上げたいのは、その時点でしたら、私が自分で協力し売ったんやから、説明受けんでもすぐにわかりますやん。たまたま私が亡くなって息子に時代になってした時に、もらいに行かれたら、やっぱり10分で終わるやつが1時間も2時間もかかる場合もあると思うんです。自分の息子のことを言うのはあれですけども、そんなん押すのあかんというようなことは言わないと思いますけれども、やっぱりそんなところを気をつけていただいて、きちっとやっぱり登記は私はしていただきたいと思うんです。

土地の取得、それから処分も同じなんですけれども、特に建設課関係の道路関係、ほかもありますけれども、今後一層注意していただいて、もう答弁は結構でございますんで、ぜひとも登記はその時点で出来るだけ終わるように、相続の関係等で遅れているということも私も聞きますけれども、出来るだけ努力していただいて完全に町有地にするところは町有地にし、町で買っておるんやからね、ちゃんとした処理というんですか、それをしていただくように、私はお願いだけにとどめておきます。今後ともひとつよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 平成17年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを終わります。

続いて、日程22、陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その1）を議題といたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23、陳情第2号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その2）を議題といたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、要請第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案については、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明7日から12日までは休会、13日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午前11時39分 散会)